

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：曾於市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.50%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.80%
全職員	66.20%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	110.60%
本庁課長補佐相当職	94.80%
本庁係長相当職	93.50%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.00%
31～35年	89.40%
26～30年	93.80%
21～25年	93.00%
16～20年	84.30%
11～15年	92.50%
6～10年	96.50%
1～5年	92.00%

【説明欄】

- ・職員の給与は、条例の定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じません。
- ・扶養手当、住居手当、超過勤務手当について、男性職員の受給額が女性職員より多く、こうした受給状況の差異が男女の給与の差異に影響を与えています。
- ・「本庁部局長・次長相当職」については、該当する役職段階がないため「—」としています。
- ・「全職員」の男女の給与の差異は、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、相対的に差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。